電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ２・３　略 ４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） (1)～(3)　略 (4)　五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。） (6)(5)　［略］ ［五～十一　略］ **第六条の二の四**　法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。 ［一　略］ 二　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(6)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） ［三・四　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ２・３　［同上］ ４　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ (1)～(3)　同上 ［新設］ (5)(4)　［同上］ ［同上］ ［五～十一　同上］ **第六条の二の四**　［同上］ ［一　同上］ 二　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一　［略］			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)・(2)　略			

改正前			
（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　［同上］ 一　［同上］			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)・(2)　同上			